

最高裁秘書第1344号

令和7年4月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、大阪家庭裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

後見関係事件において提出する書類の一部について写しを許容する運用の開始について（令和5年12月22日付の大蔵家裁後見センターのメモ）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年7月9日付け

2 答申番号

令和6年度（情）答申第36号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）